

製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

2.1 造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から e) のとおりとする。

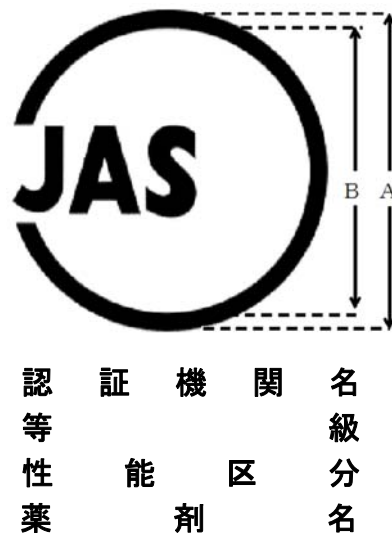
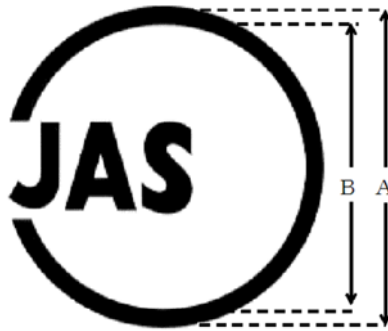


図 1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式

- a) A は 30 mm 以上とし、B は A の $\frac{9}{10}$ としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の $\frac{3}{10}$ としなければならない。
- c) 文字の高さは、A の $\frac{2}{5}$ 以上としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- e) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-2、JAS 1083-5 及び JAS 1083-6 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

2.2 目視等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a) から f) のとおりとする。



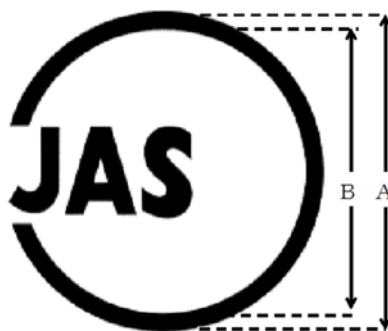
認 証 機 関 名
 構 造 用 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 劑 名

図 2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は, 30 mm 以上とし, B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは, A の 3/10 としなければならない。
- c) 構造材の種類、等級の記号の高さは, A の 2/5 以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは, A の 1/5 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は, 略称を記載することができる。
- f) 構造材の種類, 等級, 性能区分及び薬剤名は, JAS 1083-3 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 3 とし, 次の a) から f) のとおりとする。



認 証 機 関 名
 等 級
 性 能 区 分
 薬 劑 名

図 3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) A は、30 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 等級の文字の高さは、A の 2/5 以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、A の 1/5 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- f) 等級、性能区分及び薬剤名は、**JAS 1083-4** に規定する表示の方法により記載しなければならない。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各本、各枚又は各束ごとに、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成 19 年 11 月 22 日農林水産省告示第 1465 号
一部改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
最終改正 令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 665 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 平成 19 年 11 月 22 日農林水産省告示第 1465 号

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 11 月 27 日から施行する。

（製材（枠組壁工法構造用製材及び針葉樹の構造用製材を除く。）、押角及び耳付き材の格付の表示の様式及び表示の方法等の廃止）

2 製材（枠組壁工法構造用製材及び針葉樹の構造用製材を除く。）、押角及び耳付き材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成 8 年 7 月 11 日農林水産省告示第 1087 号）並びに針葉樹の構造用製材の表示の様式及び表示の方法（平成 3 年 7 月 22 日農林水産省告示第 953 号）は、廃止する。

○ 令和元年 8 月 15 日農林水産省告示第 665 号

令和元年 11 月 13 日から施行する。